

令和元年度 学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月 30 日 策定
H28.9,H29.4,H30.5 改訂
令和元年 5 月 16 日 改訂

| | | |
|---|---------------------------|------|
| 1 | 基本方針 | p 29 |
| 2 | 学校におけるいじめの未然防止に関する取組 | p 30 |
| 3 | いじめへの対処 | p 33 |
| 4 | 学校におけるいじめの未然防止・早期対応のための組織 | p 33 |
| 5 | 重大事態への対処 | p 34 |
| 6 | 年間計画 | p 35 |
| 7 | 留意事項 | p 36 |

佐渡市立八幡小学校

1 基本方針

(1) 基本理念（「佐渡市いじめ防止基本方針」より）

- ① いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指して行われなければならない。
- ② いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないよう、全ての児童がいじめは決して許されないことを十分に理解できるようにする。
- ③ いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、市教育委員会、学校、地域住民、家族その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に取り組む。

(2) いじめの定義

「いじめ」を、以下のように定義する。

「いじめ」とは、「児童に対して、その児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」である。

「いじめ防止対策推進法」第2条による

いじめは、どんな理由があろうと、許されない行為である。それは「犯罪」であるという認識で、当校では指導に当たる。また、その程度によっては警察・関係機関とも連携して、毅然とした指導をする。

いじめは、どんな学校・学級でも起こりうる。常にその意識を持ち、当校では指導に当たる。

(3) 児童への説明

いじめを未然防止するために、例えば次のような内容を、継続的に児童に伝えていく。

みなさんの中には、こんなふうに思っている人はいませんか。

いじめられる方にも、問題があるんだよ。むかつくようなことをしなければいいんだ。

これは、大きな間違いです。いじめは「わざと、人がいやがることを言ったりやったりする」ことです。された人は、心も体も傷つきます。これは、暴行罪・傷害罪・恐喝罪・脅迫罪…など、犯罪です。警察に捕まる行いです。どんな理由があろうと、いじめる側が悪いのです。

①いじめる方がわがわるい！

※○の字を大きく板書

よくいじめがあった時、「やれやれ！」とはやしたり、そばで見ていて何もしない人がいます。それも、いじめと同じ許されない行いです。はやしたり、見て見ぬふり、しらんぷりをしたりするのは、いじめに協力しているのと同じだからです。

①らんぷりしない

では、いじめられたりいじめを見たりしたら、どうしたらよいのでしょうか。それは、お家の人や先生など、とにかく大人の人に伝えることです。それは人の命を守る、正しい行いです。あなたがちゃんと言いつけに来てくれれば、あなたやいじめを受けている人の命を助けることができますから。

よく「先生にいいつけるぞ。」と友達にいう人がいます。そういう人に限って、実際はいいつけにきません。言葉でおどしているだけの、弱虫です。勇気のある人は、本当に大人の人に言える人なのです。

③となにつたえる

本で読んだのですが、いじめられている人は、次のように考えるそうです。

いじめられていることを大人の人に言うのは、かっこ悪いと思った。これ以上いじめられないためには、抵抗しないで、がまんしている方がよいと思っていた。

これも、大きな間違いです。この人へのいじめは、どんどんひどくなっていったそうです。だれにもいわず、がまんしていれば、いじめはどんどんひどくなります。こいつはいじめても大丈夫だと、軽く見られてしまうからです。勇気を持って大人に言うのは、戦うことなのです。いじめに抵抗し戦える人が、かっこいい人なのです。

①いこうする

いじめられて自殺する人はかわいそうですが、戦えないかっこ悪い逃げ方だとわたしは思います。そして、あなたが生まれてきて本当によかったと思っているお家の人を、これ以上なく苦しめることとなります。自殺というのは、最も親不孝な行いなのです。あなたは、そんな弱い、お家の人を苦しめる人になってはいけません。

②がて自殺しない

いじめられている人は、八幡小学校の全部の先生が、全力で守ります。どんなことがあっても、助けます。先生だけでなく、あなたを守ってくれる友達もいます。安心して、相談してください。

逆に、いじめをする人は先生方全員がゆるしません。いえ、八幡小学校のみんなも許しません。八幡小学校全員を敵にまわすこととなります。

※○の字を、○で囲んで、特別の石を見せる。

「い・し・お・て・に」(石を手に・意志を手に) いじめをなくしましょう。

いじめをなくすのは、戦いです。あなたもいじめをなくすためにいっしょに戦ってください。

(4) 学校及び教職員の責務

学校は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に全力を尽くす。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

さらに、教職員自らが児童を傷つけるようなことは、決してあってはならない。教職員の言動を自ら厳しく慎み、言語環境を整備しなければならない。また、教職員がいじめにかかわる情報を知った場合は、隠さず報告するよう常に心がける。

これらは、学校の教職員の責務である。

2 学校におけるいじめの未然防止に関する取組

※全教育活動を通じ、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(1) 授業、特別活動、教育課程外（部活等）、地域行事での指導

- ① 子どもと接する時間が最も長い「授業」が、成長を促す生徒指導の中心である。授業の中で「主体的な学び」を構想し、自己決定を促し、目的意識を高め、自主的、自律的な学習を行うことが大切である。また、「対話的な学び」を位置づけ、交流活動の中で個性や能力を承認することで「社会性」が育つ。授業の中で「学ぶ楽しさ」「分かる喜び」を実感させ、生徒指導上の問題を未然防止していく。
- ② 特別活動、学校行事、地域行事は、異学年の仲間や地域住民と協働して活動するまたとない機会である。ねらいを明確にし、地域に貢献している様々な人々と関わる場を設定する。その中で、望ましい言動の子をほめ、社会性を育成していく。また、児童同士の「絆づくり」を通して、互いに認め合い、自己有用感を感じられるようにしていく。それによって、社会の一員であることを自覚し、他者との望ましい人間関係の中で自分自身を高めていく、「自立」が可能になる。
- ③ 異学年活動（体験活動）として、以下のような活動で意図的に指導を行う。
 - ・集団登校 ・集団下校 ・縦割り班清掃 ・児童会活動 ・縦割り班遊び
 - ・かんけいタイム ・チューリップ大作戦 ・クリーン作戦 ・海岸清掃「望ましい姿・ねらいとする姿」を明確にし、特に「こんな音声言語表現を身に

付けさせたい」という具体例を指導者は想定しておく。そして、見逃さずにほめて伸ばす。こうしたことにより、児童の自治的能力や自主的態度を育成していく。

- ④ 教育課程外として、八幡スポーツクラブ(ボール投げ、硬式テニス、大縄跳び、ソフトバレーボール)、特別水泳指導、陸上指導、合唱指導時に、上記と同じ趣旨、方策で指導し、社会性を育成する。

(2) 未然防止のための指導

- ① 「道徳」授業
- ・「思いやりの心を育てる道徳」授業を、学期に1回以上実施する。
 - ・「人権教育・同和教育」に関する授業は、校内研修として模擬授業を通して学ぶ。また、その授業を授業参観時、全校一斉に公開する。
- ② いじめ根絶強調月間での指導
- ・6月と10月は、全校一斉に以下のような取組を実施する。
 - ・全校朝会等での講話
 - ・ふれ合い、助け合いを中心とした集会活動
 - ・思いやり行動、学級でのふれ合い活動等の発表
- ③ 生活目標指導
- ・毎月の生活目標に、社会性を育ていじめを予防する内容を意図的に配置する。
 - ・全校朝会での指導は「言い聞かす」だけでなく、望ましくない言動・望ましい言動をモデリングし、具体的な行動として指導する。
 - ・全校朝会での指導をうけ、各学級で発達段階に合わせた指導を行う。
- ④ 以下の「ツール」を活用し、スキルとして行動化する。
- ・ソーシャルスキルトレーニング
 - ・構成的グループエンカウンター
- ⑤ 学校での取組を学校説明会・学校便り等で保護者に知らせ、協力をお願いする。

(3) 早期発見・早期対応のための指導

児童の実態把握、いじめの早期発見・早期対応のため、次のシステムを機能させる。

- ① 職員で、日常的に児童の見守りや観察をし、危機意識をもってかすかな変化も見逃さず情報収集する。
- ② それを補強するため、毎月、以下のような「なかよしアンケート」を実施する。

| |
|--|
| <p>なかよしアンケート</p> <p>このアンケートは、学校で「楽しく」「仲良く」勉強できるよう、みんなで協力するためのアンケートです。あてはまるものに、○をつけてください。</p> <p>年 番 名前 (月)</p> <p>I 楽しくすごすために (自己有用感)</p> <p>(1) 今月の生活天気はどうでしたか。 ア. 晴れ晴れ イ. ほぼ晴れ ウ. ちょっと心配 エ. すごく心配</p> <p>(2) あなたは、ふわふわ言葉(すごいね、がんばったね、だいじょうぶだよ、うまいね、さすが など)をかけられていると思いますか。 ア. 思う イ. まあ思う ウ. あまり思わない エ. ぜんぜん思わない</p> <p>(3) あなたは、<u>人の役に立つことをしていますか。</u> ア. 思う イ. まあ思っ ウ. あまり思わ ない エ. ぜんぜん思わない</p> <p>(4) あなたは、友だちから大切にされていると思いますか。</p> |
|--|

- ア. 思う せんせい イ. まあ思う たいせい ウ. あまり思わない エ. ぜんぜん思わない
- (5) あなたは、先生から大切にされていると思いますか。
- ア. 思う イ. まあ思う ウ. あまり思わない エ. ぜんぜん思わない
- (6) 昼休みは楽しいですか。
- ア. 楽しい イ. まあ楽しい ウ. あまり楽しくない エ. ぜんぜん楽しくない

なかよ
II 仲良くすごすために（自己安心感）

- (1) 友だちと仲良くすごせましたか。
- ア. 仲良くすごせた たよ イ. ほぼ仲良い ウ. ちょっと困った エ. すごく困った
- (2) 言葉によるひやかし・からかいはありましたか。
- ア. ない イ. たまにある ウ. よくある エ. 毎日ある
- (3) なかまはずれや無視されたことがありましたか。
- ア. ない イ. たまにある ウ. よくある エ. 毎日ある
- (4) たたかれたり、けられたりしたことがありましたか。
- ア. ない イ. たまにある ウ. よくある きも エ. せ毎日ある
- (5) あなたの友だちで「いじめ」のためにつらい気持ちで生活している人はいますか。
- ア. いない イ. いる
- (6) 今月、いじめを見かけましたか。
- ア. 見かけた イ. 見かけなかった
- (7) 今月、いじめに関係することを聞きましたか。
- ア. 聞いた イ. 聞いていない
- (8) なやみを聞いてくれる人はいますか。
- ア. いる イ. いない
- (9) このほかに、先生に相談したいことはありますか。
- ア. ない イ. ある

教師用 ①自己有用感得点Ⅰ(2)(3)(4)(5) () ②自己安心感得点Ⅱ(1)(2)(3)(4) () ア：4点 イ：3点 ウ：2点 エ：1点
12点以上、80%以上 15点以上、90%以上

- ③担任は、アンケートを基に、すべての児童と「教育相談」を行い、考えや悩みを聞き取り、適切な指導を行う。その際、児童が訴えやすい環境・聞き方にするよう十分配慮する。学期に1回は、相談しやすい級外職員と教育相談をする機会をもつ。
- ④上記アンケートだけでなく、いつでも心配なことは担任等に相談しやすい教室環境づくりに心がける。また、全教職員が「いじめの相談窓口」になることも伝える。
- ⑤上記のアンケート・教育相談を基に、月末、全職員で「子どもを語る会」を実施する。どのような実態で、どのように指導したのか、まだ残っている課題は何か等を情報共有する。そして、全職員で残った課題の指導に当たる。
- ⑥アンケートの数値が低い児童や気になる児童の自己有用感得点、自己安心感得点が上がるソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンターを意図的に実施し、それによる変容を子どもを語る会で報告する。
- ⑦緊急を要する事案に関しては、校長の判断で「いじめ対策校内委員会」を実施し、全校体制で、即時対応する。重大ないじめ事案が発生した場合は、「いじめ対策実行委員会」を招集する。
- ⑧保護者がいじめをいち早く察知できるよう、次のような相談・啓発活動を行う。
- ・学校説明会での啓発（PTA 総会、毎学期の学校説明会）
 - ・「学校評価」でのアンケートと、保護者からの意見に対する改善策の発信
 - ・保護者からの聞き取り調査（家庭訪問、個別懇談会）
 - ・日常的な情報交換（各種目当てカード、連絡帳、電話等）

(4) 情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処

- ① インターネットによるいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。情報手段を

効果的に活用することができる判断力や心構えを、児童に身につけさせるための情報モラル教育を授業や PTA 行事等の機会を通じて行う。

- ② インターネット上への書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。その際、市教育委員会や外部機関との連携しながら行う。
- ③ 児童及び保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめの防止といじめ発生時に効果的な対応ができるよう、必要な啓発活動を行う。

3 いじめへの対処

- ① いじめを発見し、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策実行委員会」を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通す。いじめたとされる児童に対しては、当該児童の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者双方に対する支援・助言を継続的に行う。
- ② 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。
- ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。
- ④ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 法第 23 条のいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員会に報告する。

※詳しくは「7 いじめへの具体的対応」参照

4 学校におけるいじめの未然防止・早期対応のための組織

当校でのいじめ対策のための組織として、以下の機能を有する「委員会」を設置する。

(1) いじめ防止委員会

- ① 目的
 - ・いじめの早期発見、早期対応のため、校内の教職員で情報を共有する。
- ② 構成員
 - ・介助員を含めた全教職員
- ③ 活動
 - ・子どもを語る会における「なかよしアンケート」（自己安心感得点）の結果の確認・検討
 - ・自己安心感得点の低い児童についての情報共有
- ④ 開催
 - ・毎月 1 回の子どもを語る会において、定期的に行う。

(2) 校内いじめ対策委員会

- ① 目的
 - ・いじめの早期発見、早期対応のため、校内の教職員で組織的に行動する。

- ② 構成員
 - ・生活指導主任、校長、教頭、教務主任、養護教諭、関係学年担任
- ③ 活動
 - ・いじめ不登校事案発生が予測できる場合の対応
 - ・以下の「いじめ対策実行委員会」を招集する場合の対応
- ④ 開催
 - ・事案発生が予測させる場合や事案発生の場合に、速やかに開催する。
- (3) いじめ対策実行委員会
 - ① 目的
 - ・発生した事案が、いじめとして対応すべきか判断する。
 - ・いじめであると判断した場合は、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで責任をもって対応する。
 - ・学校のいじめ防止の対応が適切であるか助言する。
 - ② 構成員
 - ・学校職員（校長・教頭、必要に応じて他の職員）、医師（学校医）、警察経験者、地域代表（自治会長）
 - ③ 活動
 - ・学校の「いじめ対策基本方針」「いじめ対応マニュアル」等を点検し、必要に応じて改善案を助言する。
 - ・いじめが発生した場合は、いじめの通報や相談などの窓口となる。その後、本委員会を招集し、上記目的の活動を行う。
 - ・その後のいじめ情報に関しては、中核となって下記の活動を組織的に行う。
 - ・関係者の協力を得て、事実関係の把握、情報の収集、解決の方策等の協議、その記録や関係者での情報の共有等の活動を行う。
 - ・事実確認、講じた措置等を教育委員会に報告する。
 - ④ 開催
 - ・年に1回を定例会とする。ただし、重大ないじめ事案が発生した場合は、その都度開催する。
 - ・定例会時に、この「いじめ防止基本方針」の計画を検討し、実施、評価、改善して、PDCA サイクルでより実効性のある活動にしていく。

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味
 - ① いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
 - ア、児童が自殺を企図した場合
 - イ、身体に重大な被害を負った場合
 - ウ、金品等に重大な被害を被った場合
 - エ、精神性の疾患を発症した場合 等
 いずれも、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③ その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

心身または財産に重大な被害が生じた疑いが生じた場合や、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教委との協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心にして、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画

| 月 | 活動・行事等 | ○具体的内容 ・育てたい心情・態度 |
|----|--|--|
| 4 | 基本方針の確認 児童の実態把握 入学式1年生を迎える会 あいさつ運動① 4月の子どもを語る会 | ○いじめに関する校内研修、基本方針の点検 ○個々の児童の課題把握、特別な支援を要する児童の情報共有 ・1年生を温かい気持ちで迎えようという心情 ・1年生に優しく接しようとする態度 ・進んで明るいあいさつをしようとする態度 |
| 5 | 校内研修の確認 全校登山、運動会 5月の子どもを語る会 | ○成長を促す生徒指導の理解と授業改善 ・協力し合って準備作業を進める態度 ・励まし合って練習や競技をしようとする心情 |
| 6 | いじめ根絶強調月間実施 「よいとこみつけの木」 自然体験教室(5年生) 修学旅行(6年生) 6月の子どもを語る会 | ○言われてうれしい言葉を使う態度の育成 ・班の仲間と協力し合って計画を立て、行動する態度 ・友達・家族・地域の人のつながりに感謝する態度 |
| 7 | 学校評価アンケート実施 7月の子どもを語る会 | ○指導の成果として評価 課題の確認 ・自分を見つめ直す心情 |
| 8 | 2学期の取組の確認 市親善水泳競技大会 | ○改善策の具体化 学級・個に対する方策の確認 ・友達のがんばりを認め、応援する態度 |
| 9 | あいさつ運動② 陸上大会、マラソン大会 9月の子どもを語る会 | ○進んで明るいあいさつをしようとする態度 ・精一杯競技し、互いのがんばりを認め合おうとする態度 ・友達と励まし合って最後までがんばろうとする態度 |
| 10 | いじめ根絶強調月間実施 「よいとこみつけの木」 学習発表会 10月の子どもを語る会 | ○友達・家族・地域の人のつながりに感謝する態度の育成 ・友達の気持ちを考えて、助け合ったり親切にしたりする態度 ・協力して発表会のための練習をしようとする心情 |
| 11 | 問題行動多発予防 市音楽発表会 11月の子どもを語る会 | ○気の緩み、ストレスの点検、対策 ・粘り強く友達と励まし合って練習しようとする心情 ・全員が心を合わせて演奏しようとする態度 |
| 12 | 学校評価アンケート実施 12月の子どもを語る会 | ○改善策の具体化 学級・個に対する方策の確認 ・自分を見つめ直す心情 |
| 1 | 人権教育・同和教育授業 あいさつ運動③ もちつき大会 1月の子どもを語る会 | ○保護者を巻き込んだ意識高揚 ・進んで明るいあいさつをしようとする態度 ・友達と協力し合って伝統的なもちつきを楽しもうとする態度 |
| 2 | 次年度の改善策確認 鼓笛引継ぎ練習 なわとび大会 | ○教育計画の作成にいじめ防止を具体化 ・鼓笛の演奏の仕方を優しく伝えようとする心情 ・鼓笛の演奏の仕方を上級生からしっかりと引き継ごうとする心情 |

| | | |
|---|---------------------------------------|---|
| | 2月の子どもを語る会 | ・班の仲間と励まし合って練習しようとする心情 |
| 3 | 成果の確認 6年生を送る会 卒業式 3月の子どもを語る会 | ○何ができたのか、児童に自覚させる ・お世話になった6年生に感謝の気持ちを表そうとする心情 ・全校で卒業を祝おうとする態度 ○年間通しての評価と次年度の確認 |

7 留意事項

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」は、PTA 会長を中心に、保護者からも意見を求め、それを参考に策定した。
- (2) 本基本方針は、いじめ対策実行委員会、「なかよしアンケート」や毎月の「教育相談」から得られた児童の考えや意見も参考にし、よりよいものに改訂していく。
- (3) 本基本方針は、校長よりPTA総会で周知するとともに、ホームページに掲載し、保護者・地域にも公開していく。